

基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実

緊急時における被害者等の安全確保には、他の機関や民間団体が持つ機能や制度を活用していくことが必要です。

その1つである、裁判所が行う保護命令制度の利用については、情報の提供や助言、関係機関への連絡その他の援助を行うとともに、一時保護を行う婦人相談所への同行支援や避難場所の提供等、保護体制の一層の充実が必要です。

また、DVからの心身の回復に有効な自助グループ等の情報提供や、自助グループ形成についての支援も不可欠です。

さらに、関係機関が認識を共有しながら連携を図り、情報管理の徹底の下、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題、自立に必要な各種手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進める必要があります。

DV相談センターの業務内容

- ・配偶者等からの暴力の相談をお受けします。
- ・問題の解決に向けた情報や制度、相談機関等をご案内します。
- ・緊急時の安全を確保するための相談をお受けします。
- ・保護命令に関する相談をお受けします。

緊急の場合は
迷わず110番へ!

DV(ドメスティックバイオレンス)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)ものから振るわれる暴力のことであり、被害者の多くは女性です。「家庭内のことだし…」「自分も悪いから…」とと思っていませんか?このような時、がまんせずにご相談ください。

■様々な暴力のカタチ

身体的暴力	<ul style="list-style-type: none"> ・殴られる、蹴られる ・刃物を身体につきつけられる ・物を投げつけられる 	精神的暴力	<ul style="list-style-type: none"> ・大声でどなられる ・行動を監視、制限される ・「殺すぞ」と脅される
性的暴力	<ul style="list-style-type: none"> ・性行為を強要される ・避妊に協力してくれない ・無理やりポルノを見せられる ・中絶を強要される 	経済的暴力	<ul style="list-style-type: none"> ・生活費をもらえない ・仕事をさせてもらえない ・「誰のおかげで生活できているんだ」と言われる

ひとりで悩まないで!
さいたま市
DV相談センター
女性のDV電話相談 平成26年10月1日開始

☎048-642-6699

月～金曜日 10時～17時受付(祝日、年末年始は除く)
DVについてお悩みの方、まずはお電話ください。
相談は無料です。秘密は固く守ります。

他の相談窓口 自分ごと、家族のことなど悩みをお聞きます。

女性の悩み電話相談	パートナーシップ さいたま	048-643-5813 月～金曜日：10時～20時 土・日・祝：10時～16時 (毎月第4日曜日、年末年始は除く)
	女・男(ひと・ひと) プラザ	048-875-9653 金曜日：10時～17時(年末年始は除く)
	浦和区役所 (女性の相談室)	048-829-6129 月・火・水・金曜日：10時～17時(祝日、年末年始は除く)
	中央区役所 (女性の相談室)	048-840-6132 月・水曜日：10時～17時(祝日、年末年始は除く)
	岩槻区役所 (女性の相談室)	048-790-0158 月・水曜日：10時～17時(祝日、年末年始は除く)

このカードは12,000部作成し、1部あたりの印刷経費は17円です。

施策の方向

1. 安全な保護体制の整備

市民意識調査によると、被害者のおよそ5人に1人は命の危険を感じたことがあると回答しています。

埼玉県婦人相談センターや民間団体と連携し、安全に配慮しながら一時保護に至るまでの体制の充実や、積極的に社会資源を活用することで被害者の安全を確保します。

事業22 被害者の緊急時における一時保護事業

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- DV 被害者について、面接相談により緊急保護が必要と判断した場合には、埼玉県婦人相談センターへ一時保護を依頼します。
- 通報者や関係機関と連携し、必要な情報提供を行うなど、迅速かつ適切に対応することでDV被害者の一時保護に至るまでの安全を確保します。

☆主な取組状況

- さいたま市の面談相談により緊急保護が必要だと判断した場合は、埼玉県婦人相談センター等への一時保護の依頼を行っています。
- 一時保護に当たっては、各区福祉課、児童相談所等の関係機関への連絡・調整を実施しています。

事業23 民間団体への支援

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- 市内民間団体の運営するシェルターに対し、補助金を交付することが被害者の緊急時における安全の確保につながるため、それらに対する財政的支援などを行います。

☆主な取組状況

- 市内の民間団体が運営するシェルターに、さいたま市民間緊急一時避難施設補助金を交付しています。

事業24 母子緊急一時保護事業

担当課：子育て支援政策課

【事業内容】

- 現在の居所を一時的に離れた上で、起居を共にして生活相談又は生活指導を至急受ける必要がある母子（子は義務教育終了前に限る）を母子生活支援施設に入所させ、必要な支援を行います。

☆主な取組状況

- 緊急に一時保護を必要とする母子（子は義務教育修了前に限る）の母子生活支援施設入所と必要な保護を実施しています。

2. 被害者及びその関係者に係る情報の保護

被害者支援を行う際には、被害者及びその関係者の安全の確保を最優先し、被害者の居所や支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうことがないように、被害者に係る情報の保護・管理を徹底します。

事業25 住民基本台帳の閲覧等の制限

担当課：区政推進室

【事業内容】

- ・現住所などの被害者の情報を保護するため、各区役所区民課において配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者からの支援措置の申し出を受け、措置の必要性があると判断した場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写しなどの交付、及び戸籍の附票の写しの交付などを制限し、被害者の情報の保護を行います。

☆主な取組状況

- ・平成16年度から、DV被害者等保護のための住民基本台帳事務における支援措置（住民基本台帳の閲覧制限等）を実施しています。

事業26 情報管理の徹底

担当課：男女共同参画課・全庁

【事業内容】

- ・被害者の安全を確保する場合、居場所をはじめとした各種情報を保護するため、被害者及びその関係者に係る情報管理の徹底を全庁的に取り組みます。

☆主な取組状況

- ・「さいたま市一時保護マニュアル」を関係機関へ配布し、被害者等の情報管理の徹底を周知しています。

3. 自立に向けた各種の支援

被害者が安心して自立を目指すため、生活上の悩み、就業機会や住宅の確保、生活費の確保等、社会資源を十分に活用できるよう、関係機関が連携を図り切れ目のない支援に取り組みます。

事業27 子育て相談

担当課：子育て支援政策課

【事業内容】

- ・各区役所内に家庭児童相談室を設置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行い、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題を解決します。

☆主な取組状況

- ・家庭内の児童福祉に関する相談指導業務を実施しています。

事業28 ひとり親家庭等相談

担当課：子育て支援政策課

【事業内容】

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の母等の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員が就業についての相談や生活相談に応じます。

☆主な取組状況

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や講習会の開催、弁護士による法律相談の実施、プログラム策定によるハローワークとの連携を行っています。

事業29 さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの実施

担当課：消費者生活総合センター

【事業内容】

- 多重債務者問題を含む消費者行政に関して庁内で連携を図るほか、埼玉県多重債務対策協議会へ参加し、他団体と協力しながら多重債務に起因する総合的な解決を図ります。

☆主な取組状況

- 多重債務者問題対策を含む消費者行政に関する問題について連携等を図る庁内連絡会議を開催しています。また、埼玉県主催の多重債務者相談キャンペーンとして、多重債務相談会を開催しています。

事業30 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

担当課：子育て支援政策課

【事業内容】

- 経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、技能習得資金や修学資金の貸付けを行います。

☆主な取組状況

- 20歳未満の子どもの扶養している母子家庭や父子家庭、父母のいない20歳未満の児童等の経済的自立の促進と生活意欲の助長を図ることなどを目的として、各種資金の貸付を行っています。

事業31 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

担当課：子育て支援政策課

【事業内容】

- ひとり親家庭の母等の就業・自立をより効果的に促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。

☆主な取組状況

- ひとり親家庭等の父又は母を対象に、就業相談や就業支援講習会、弁護士による法律相談を実施しています。また、自立支援教育訓練給付金の支給及び高等職業訓練促進給付金等の支給を実施しています。

事業32 DV 被害者に対する民間賃貸住宅への入居支援

担当課：住宅課

【事業内容】

- ・埼玉県住まい安心支援ネットワークで取り組んでいる「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」において、DV被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、情報提供を行います。

☆主な取組状況

- ・不動産会社や民間賃貸住宅の物件情報の提供を行っています。

事業33 DV 被害者に対する市営住宅の提供

担当課：住宅課

【事業内容】

- ・DV被害者で住宅に困窮している方に対して、生活の場を提供し、DV被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤の立て直しに寄与します。

☆主な取組状況

- ・市営住宅の募集手続において、DV被害者については、単身世帯での入居を承認しているほか、ひとり親世帯には抽選優遇を実施しています。

事業34 生活保護（被害者の生活の支援）

担当課：生活福祉課

【事業内容】

- ・生活に困窮する被害者の最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援を行うため、生活保護法に基づき、その困窮の度合いに応じて必要な保護を行います。

☆主な取組状況

- ・一時保護施設等に入所した者のうち、生活保護法の適用が必要な者に対しては生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を実施しています。

【事業内容】

- DV被害者の自立支援に伴う手続きを円滑に進めるため、医療、行政の各種支援制度、手続き等に関する庁内外の情報を収集し、提供や助言を行います。また、関係機関等との連携を充実させ、自立支援の促進に努めます。

☆主な取組状況

- DV被害者の自立支援を円滑に進めるため、庁内外の他法・他施策について情報収集し、相談時に提供しています。

男性の悩み電話相談

☎ 048-643-5805

「男は弱みを見せられない。
耐えるしかない」
「こんなこと、誰にも話せない…」
「俺の人生、これでいいのかな？」

日時

毎月第2・第4火曜日
18:30～20:30

対象

さいたま市在住・在勤または
在学の男性

相談
内容

男性の悩み全般
(生き方・仕事・家庭・夫婦・
人間関係など)

男性相談員による電話相談を実施しています。あなた自身で解決の糸口を見つけだすために、まずは相談してみませんか？

・費用は無料です ・秘密は固く守ります ・匿名でお受けします
悩みを抱え、つらさを感じている男性の方は是非ご利用ください。



4. 心身の健康回復への支援

被害者が心理的な安定を取り戻すためには、加害者の元から避難した後も、回復のための一定の期間を経る必要があります。このため、被害者が地域での生活を送りながら、身近な場所で相談やカウンセリング、精神科医療などを受けられるよう支援を行います。

ケアが必要な人への周知や情報提供、利用促進を図ります。

事業36 自助グループ等支援

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・講座やセミナーを開催し、自助グループを管理するファシリテーターを養成します。

☆主な取組状況

- ・傷ついた心を抱えている方の心身の回復のために安全な場の中で自分の心と向き合い、自分らしい人生を取り戻すための講座として「傷ついた心のケア講座」を実施しています（平成26年度は全10回 参加者232名）。
- ・傷ついた子どもたちの心のケアのために、親子で共同作業をしながら遊ぶ、親のピアカウンセリングを実施しています。

事業37 精神保健に関する支援

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・被害者の自立には心のケアが必要なため、心の問題に関する相談やカウンセリング等の機関について情報提供を行います。

☆主な取組状況

- ・カウンセリング希望者に「こころの健康ガイド」を配布し、医療機関についての情報提供を実施しています。

【事業内容】

・被害者の精神的健康の増進や、必要な精神科医療が受けられるよう保健師・精神保健福祉士が電話、面接、訪問、メールによる相談に応じます。また、家族、関係者の精神科医療に関する相談を受付けます。

☆主な取組状況

・精神疾患のある人及び家族などから、電話・来所・家庭訪問・メールによる相談を受け、早期治療導入・継続治療・療養上の支援を実施しています。

基本目標Ⅳ 子どもへの支援

DVは、被害者に同伴する家族にも同様の心理的被害を与えている場合が多く、特に子どもについては、DVによる心理的虐待に加え、転居や転校をはじめとする生活環境の変化等により、大きなストレスを受けている状況にあり、心とからだのケアを継続的に行うことが極めて重要です。

児童虐待とは・・・

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

乳幼児揺さぶられ症候群

赤ちゃんを激しく揺さぶらないで

赤ちゃんがなにをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭(脳や網膜)に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。



虐待を受けたと思われる子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

児童相談所や市町村の相談窓口にご連絡ください。

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



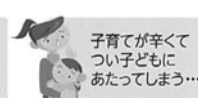
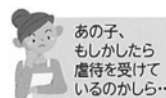
いち はや く
1 8 9



お住まいの地域の児童相談所につながります。※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

こんなときには、いち はや く
1 8 9 番へ
すぐお電話ください。お近くの児童相談所につながります。



- 連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 0570-064-000でもお近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。



子どもたちや子育てに悩む保護者の
SOSの声をいちはやくキャッチ!



厚生労働省

施策の方向

1. 保育・就学支援

被害者の保護と自立支援を図る上で、極めて重要である子どもの就学・保育等について、教育委員会や学校、保育所等の関係機関と連携し、被害者及び子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。

事業39 児童生徒の就学支援

担当課：学事課

【事業内容】

- ・住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて、就学援助制度について案内を行います。

☆主な取組状況

- ・DV被害を理由として緊急避難してきた児童生徒に対し、居住の事実による就学支援を実施しています。また必要に応じ、生活保護又は就学援助制度の案内を実施しています。

事業40 子どもショートステイ事業

担当課：子育て支援政策課

【事業内容】

- ・乳児から小学校修了までの児童の保護者が、疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害等などの理由により、家庭における養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設等で児童を短期間預かります。

☆主な取組状況

- ・保護者が社会的事由（疾病、出産、出張等）により、一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等での子どもの預かりと子育て援助を実施しています。

新規事業※

事業４１ 放課後児童健全育成事業

担当課：青少年育成課

【事業内容】

- ・「放課後児童クラブ」を運営することで、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を行うとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。特にひとり親家庭等については、優先的に入所できるよう配慮します。

※当事業については、計画策定以前より実施しているものですが、今回新たに事業として位置づけます。

新規事業※

事業４２ 保育施設利用における優先入所

担当課：保育課

【事業内容】

- ・保育施設利用の際の利用調整（選考）において、虐待又はDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な子どもは保育施設利用の必要性が高いものとして、優先的に保育施設へ入所できるよう配慮します。

※当事業については、計画策定以前より実施しているものですが、今回新たに事業として位置づけます。

事業４３ 婦人相談員への情報の周知

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・被害者の自立を支援する上で、子どもの就学・保育等について情報提供することが必要なため、保育所・学校等における子どもに関する手続き等を婦人相談員に周知し、理解の徹底を図ります。

☆主な取組状況

- ・被害者の自立を支援する上で、子どもの就学・保育等について情報提供することが必要なため、婦人相談員に「子育て応援ブック」を配布しています。

2. 子どもの心のケア

DVが行われる家庭では、子どもがDV行為を目撃するだけでなく、虐待を受けていることもあり、心身に大きな傷を抱えています。そのため、虐待に十分注意しながら、医学的または心理学的な援助を必要とする子どもに対し、精神科医や児童心理士等の専門家と連携を図り、子どもの状況に応じてカウンセリング等を行います。

事業44 思春期の精神保健相談の実施

担当課：こころの健康センター

【事業内容】

- 子どもの心のケアを目的として、子どもやその家族などを対象に電話相談と必要に応じて面接相談を実施します。
- 暴力や依存症などの問題を抱える機能不全家族の中で育つ思春期の子どもたちやその家族を対象として、個別やグループでの心理教育プログラムの実施、親子関係改善のためのスキルプログラムを実施します。

☆主な取組状況

- 子どもの心のケアを目的にした、子どもやその家族を対象に電話相談と必要に応じた面接相談の実施や、機能不全家族の中で育つ思春期の子どもたちやその家族への心理教育グループプログラム事業の実施により子どもやその家族ともにエンパワメントを図っています。

事業45 教育相談推進事業

担当課：指導2課

【事業内容】

- 教育相談室を設置し、市内に在住・在学する幼児から高校生まで、及び保護者からの学校生活にかかわる様々な悩みに、専門的な知識や技術を持つ相談員が対応します。
- また、市内全中学校にさわやか相談室を設置し、さわやか相談員やスクールカウンセラーを配置し、学校教育相談体制の充実を図ります。

☆主な取組状況

- 市立教育相談室で相談を実施しているほか、市立全中学校へのさわやか相談員とスクールカウンセラーの配置や市立全小学校への訪問相談を実施しています。

事業46 (仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業

担当課：子育て支援政策課

【事業内容】

- ・家庭・学校内・本人の問題等が絡み合った子どもの問題の複雑化や、子育てに関する相談窓口のわかりづらさ、さらに相談ニーズの増加といった課題へ対応をするため、子どもや家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、中核施設「(仮称)さいたま市子ども総合センター」を開設します。

※当事業については、計画策定以前より実施しているものですが、今回新たに事業として位置づけます。

●子どもの精神保健相談室

こころの健康センター「子どもの精神保健相談室」では、さいたま市内にお住まいの小学校高学年から中学生のご本人、ご家族、関係者などを対象に心の問題に関するさまざまな相談をお受けしています。

例えば…

- *気持ちがすごく落ち込んだり、イライラしたりする
- *周りの視線がすごく気になる、悪口を言われている気がする
- *自分のことを傷つけてしまう など…

お電話でご相談の内容をお聞きし、必要に応じて来所相談の予約をさせていただきます。

◇電話開設日 火・金(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9:00～17:00

◇電話番号 048-851-5600

※相談は予約制となっておりますので、まずはお電話でご相談ください。

基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力

被害者の適切な保護と自立支援を図る上では、民間団体を含む関係機関等が共通認識を持ち、緊密に連携して取り組むことが必要です。なかでも、DV防止及び被害者の保護に取り組む民間団体からの協力は極めて重要であり、必要な援助を行うよう努める必要があります。

また、被害者の保護や支援に携わる職務にある者は、二次的被害防止のためにもDVの持つ特性を十分に理解し、被害者の心身の状況やその置かれている環境等を踏まえ、その人権を尊重するとともに、安全の確保と秘密の保持に十分な配慮を行いながら職務に従事することが求められており、そのためには、適切な対応を身につけるための研修を行うことが重要です。

さらに、DV防止及び被害者の保護に資するため、先進事例や各種の調査結果等を施策の推進に極力反映させるとともに、支援に関し被害者から苦情の申出があった際は、適切かつ迅速に対応することが求められます。

施策の方向

1. 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化

被害者の適切な保護や自立支援を図るために、一時保護や自立支援等の様々な段階において、緊密に連絡調整を行うことで関係機関が認識を共有しつつ、相互に連携を図るために「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を引き続き開催し、連携を強化します。

被害者支援に当たっては、民間団体の理解と協力が必要不可欠です。DV防止及び保護のために活動する民間団体に対し、補助金を交付しその活動を支援します。

事業47 DV防止対策関係機関との連携（連携会議の開催）

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- 被害者の適切な保護や自立支援を行うため、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催し、庁内及び庁外の関係機関と密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制を総合的に検討します。

☆主な取組状況

- さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催及び庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催し、DVに関する情報交換、研究協議を実施しています。

事業48 警察との連携

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- 関係機関が認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があるため、DV被害者の保護に当たっては、警察と緊密な連携を取り、広域的な対応を依頼します。

☆主な取組状況

- 警察から男女共同参画推進センターに繋がったケースについては、面接相談の結果等についての情報を共有し、必要に応じて関わりを継続しています。

事業49 教育機関や保育園等との連携

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・被害者の子どもの安全を確保するため、各小学校、中学校、高等学校、保育園・幼稚園との連携を強化します。

☆主な取組状況

- ・小・中学生を抱えるDV被害者について、学校及び教育委員会と連携を強化し、転校等の就学に関する手続きを支援しています。

事業50 福祉・保健機関との連携

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・関係機関が認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があるため、業務を通じてDV被害者の早期発見につながると考えられる福祉事務所、保健所、保健センター等と情報を共有すること等により、連携を強化します。
- ・具体的には、市内 DV 防止対策関係機関連携会議を年2回開催します。

☆主な取組状況

- ・福祉・保健機関に相談に訪れたDV被害者の状況を確認し、必要に応じて男女共同参画推進センターへ繋がるよう連携を強化しています。

事業51 専門家（弁護士、精神科医師等）との連携

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・婦人相談員研修の講師、またはスーパーバイザーに弁護士、精神科医師、臨床心理士等の専門家を招き、相談スキルの向上を図ります。また、関係機関が開催する専門家を講師とする研修（年間12回）に相談員を参加させます。

☆主な取組状況

- ・婦人相談員の資質向上のための相談員会議と研修を実施しています。

事業52 さいたま市妊娠期からの虐待予防強化事業（妊娠期からの養育支援ネットワーク）

担当課：地域保健支援課

【事業内容】

- ・産科医療機関などと保健所・保健センターが連携し、虐待発生のおそれのある家庭を把握し、適切かつ継続的な支援を行います。
- ・年に1回、協力する医療機関の担当者と情報共有や連携強化のため、連絡会議を開催します。

☆主な取組状況

- ・周産期からの虐待予防強化事業・子ども虐待ハイリスク妊産婦地域支援事業において、連携する医療機関からの連絡票の受理及び支援を実施しています。また、医療機関とは連絡調整会議を定例開催しています。

新規事業※

事業53 セーフコミュニティ認証取得事業

担当課：安心安全課

【事業内容】

- ・WHOが推奨する国際認証の取得に向け市民団体と行政等の協働により「セーフコミュニティ」を推進する中で、「DV対策」を項目の一つとして、取り組みます。

※当事業については、計画策定以前より実施しているものですが、今回新たに事業として位置づけます。

事業54 DV 被害者支援団体との連携

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- ・DV被害者支援のための知識や経験を有する民間団体の取組やネットワークを支援し、連携を強化します。
- ・さいたま市民間緊急一時避難施設補助金を交付（1団体に対し家賃補助40万円）します。

☆主な取組状況

- ・民間の緊急一時避難施設を対象として、さいたま市民間緊急一時避難施設補助金を2団体に交付しています。

2. 職務関係者による配慮

被害者が安心して相談し適切な支援を受けるためには、職務関係者がDVの特性について十分に理解し、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要です。二次的被害防止のためにも、職務関係者に対してDVに関する理解を深めるための研修を行います。

事業55 職務関係者研修の実施

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- 職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、環境等を踏まえ、国籍、障害の有無等を問わず、被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DVに対する意識及び知識の向上を図り、職務関係者を中心に職員研修を実施します。また、職員用対応マニュアルを作成・配布します。

☆主な取組状況

- 庁内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議において婦人相談センター職員による関係機関職員へのDVに関する意識・知識向上を目的とした講義を実施しています。

3. 調査研究の推進

DV防止及び被害者の保護に資するため、国、県、他自治体や関係機関における調査・研究結果を把握するとともに、実態調査を行うことで、被害者、加害者の実態について把握し、被害者支援の在り方や加害者対策について研究します。

事業56 DVに関する実態調査・研究

担当課：男女共同参画課

【事業内容】

- 職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、環境等を踏まえ、国籍、障害の有無等を問わず、人権を尊重し、安全の確保および秘密の保持に十分な配慮をする必要があります。
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、市民意識調査やデートDV意識調査を実施し、被害者及び加害者の実態の調査・研究を行います。
- 国や他自治体等における加害者対策に関する取組みや調査・研究を把握するとともに、市民意識調査によりDV被害者、加害者の実態から施策のあり方を検討します。

☆主な取組状況

- 市内高等学校8校、市内大学3校の生徒及び学生を対象として、若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査を行い、報告書を作成しました。
- また、「男性の悩み電話相談」等において、DV加害の実態・状況を把握しています。

4. 苦情の適切かつ迅速な処理

被害者の保護に係る職員職務の執行に関して、被害者から苦情の申出を受けた際には、適切かつ迅速に対処するように努めます。必要に応じて職務執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たします。

事業57 苦情処理の取組

担当課：全庁・男女共同参画課

【事業内容】

- 被害者支援への取り組みに対する苦情に対し、適切かつ迅速な処理を行う必要があるため、職員の職務の執行に関して相談者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するとともに、処理結果について申出人に説明責任を果たすよう努めます。
- 被害者からの苦情を受けた場合の迅速・適切な対応について、関係機関に対し働きかけを行います。

☆主な取組状況

- 被害者支援への取り組みに対する苦情に対し、適切かつ迅速な処理を行う必要があるため、相談者から対応について苦情を受けた際には、別の相談員による再相談を実施しています。